

## 太田市区町村の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

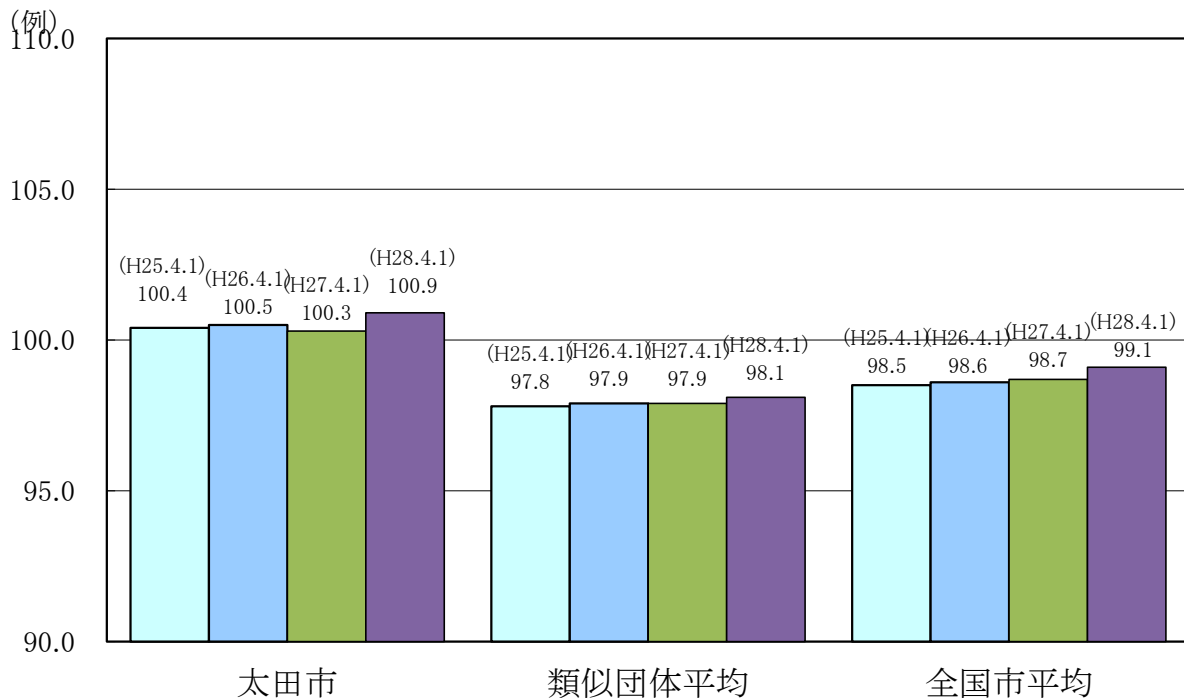
区分	住民基本台帳人口 (27年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 26年度の人件費率
27年度	人 222,130	千円 79,390,965	千円 2,478,164	千円 13,673,175	% 17.2	% 16.9

#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)特例市平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
27年度	人 1,413	千円 5,526,934	千円 1,239,775	千円 2,158,744	千円 8,925,453	千円 6,317	千円 6,452

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数は、27年4月1日現在の人数である。

#### (3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
2 「類似団体平均」とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。  
3 平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 28年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

総合的見直しの実施時期が国よりも1年遅かったことにより、現給保障額が高止まりしているためラスが上昇した。平成28年4月1日より給与構造改革時の現給保障の廃止、55歳以上の標準勤務成績における昇給の停止を実施し、ラスパイレス指数の適正化に努めている。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
年度	円	円	円	%	%	%
—	—	—	( — %)	—	—	0.17

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。

(注) 太田市は人事委員会を設置していないため、未記載とする。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
年度	月	月	月	月	月	月
—	—	—	—	—	—	4.3

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(注) 太田市は人事委員会を設置していないため、未記載とする。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[ 実施 ]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施予定時期)平成28年4月1日  
 (内容)一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.9%引下げ。激変緩和のため、2年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。  
 他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合)国基準3%に対し、太田市においても3%を支給。  
 (実施時期)総合的見直しによる国基準の変更がなかったため、従前から引き続きの実施。平成28年4月1日時点は3%、給与改定後についても3%を支給  
 (参考)

	平成26年度の支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度の支給割合
		4月1日時点	遡及改定後	
国基準による支給割合	3%	3%	3%	3%
太田市の支給割合	3%	3%	3%	3%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成28年4月1日実施)

(6) 特記事項

なし

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（28年4月1日現在）

#### ①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
太田市	44.1 歳	341,145 円	414,901 円	384,800 円
群馬県	43.6 歳	341,100 円	410,910 円	373,501 円
国	43.6 歳	331,816 円	—	410,984 円
類似団体	41.7 歳	319,911 円	414,498 円	370,303 円

#### ②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
太田市	53.8 歳	43 人	366,335 円	404,836 円	390,489 円	—	—	—	—
うち清掃職員	52.5 歳	8 人	366,350 円	398,758 円	383,006 円	廃棄物処理業	45.3 歳	290,300 円	1.37
うち学校給食員	56.5 歳	12 人	374,000 円	399,080 円	392,246 円	調理師	44.6 歳	245,000 円	1.63
うち用務員	51.8 歳	4 人	359,675 円	387,195 円	381,795 円	用務員	55.2 歳	199,900 円	1.94
群馬県	51.5 歳	94 人	342,100 円	373,434 円	364,053 円	—	—	—	—
国	50.4 歳	2876 人	287,447 円	—	329,358 円	—	—	—	—
類似団体	48.9 歳	154 人	328,175 円	393,309 円	367,737 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
太田市	—	—	—
うち清掃職員	6,464,467 円	3,968,100 円	1.63
うち学校給食員	6,503,522 円	3,350,900 円	1.94
うち用務員	6,317,549 円	2,732,900 円	2.31

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成25～27年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

③-1 高等(特別支援・専修・各種)学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
太田市	38.2 歳	358,246 円	408,873 円
群馬県	45.0 歳	392,100 円	446,236 円
類似団体	44.9 歳	383,648 円	450,498 円

③-2 小・中学校(幼稚園)教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
太田市	45.7 歳	347,759 円	402,392 円
群馬県	44.3 歳	376,100 円	419,604 円
類似団体	40.5 歳	317,442 円	372,082 円

④消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
太田市	41.2 歳	329,895 円	420,761 円	374,271 円
類似団体	39.0 歳	310,215 円	408,869 円	362,830 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、28年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等おを除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(28年4月1日現在)

区 分		太 田 市	群 馬 県	国
一般行政職	大 学 卒	181,800 円	181,800 円	176,700 円
	高 校 卒	147,900 円	147,900 円	144,600 円
技能労務職	高 校 卒	- 円	143,500 円	- -
	中 学 卒	- 円	- 円	- -
高等(特別支援・専修・各種)学校教育職	大 学 卒	- 円	202,900 円	- -
	高 校 卒	- 円	- 円	- -
小・中学校(幼稚園)教育職	大 学 卒	- 円	202,900 円	- -
	高 校 卒	- 円	- 円	- -
消 防 職	大 学 卒	209,700 円	- 円	- -
	高 校 卒	169,900 円	- 円	- -

(注) 技能労務職員については、平成16年度以降採用していない。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(28年4月1日現在)

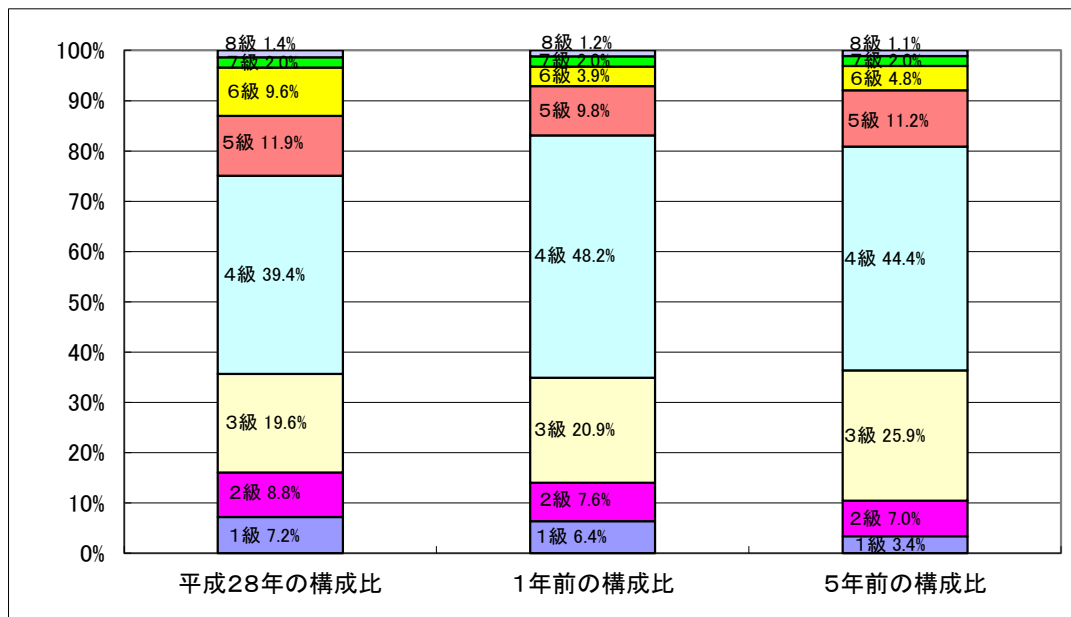
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	299,151 円	371,249 円	383,936 円	397,451 円
	高 校 卒	256,650 円	345,417 円	375,308 円	384,350 円
技能労務職	高 校 卒	- 円	322,333 円	362,020 円	367,750 円
	中 学 卒	- 円	- 円	356,567 円	369,000 円
教 育 職	大 学 卒	346,632 円	417,638 円	437,355 円	455,292 円
消 防 職	大 学 卒	282,039 円	366,645 円	392,117 円	416,346 円
	高 校 卒	246,414 円	341,914 円	369,111 円	392,396 円

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（28年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事 主事補	61 人	7.2 %	140,100 円	246,100 円
2 級	主事	74 人	8.8 %	190,200 円	303,000 円
3 級	主任	165 人	19.6 %	226,400 円	348,800 円
4 級	係長 係長代理	332 人	39.4 %	259,900 円	379,800 円
5 級	課長補佐	100 人	11.9 %	286,200 円	391,800 円
6 級	参事 課長	81 人	9.6 %	317,000 円	409,000 円
7 級	副部長	17 人	2.0 %	361,300 円	443,700 円
8 級	部長	12 人	1.4 %	406,900 円	467,400 円

- (注) 1 太田市区町村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



#### (2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成28年4月2日から平成29年4月1日までににおける運用	太田市		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

太 田 市		群 馬 県		国	
1人当たり平均支給額(27年度) 1,658 千円		1人当たり平均支給額(27年度) 1,761 千円		—	
(27年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.6 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.8 )月分		(27年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.6 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.8 )月分		(27年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.6 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.75 )月分	
(加算措置の状況) ・役職加算 5~20% ・管理監督者加算 無し		(加算措置の状況) ・役職加算 5~20% ・管理監督者加算 10~25%		(加算措置の状況) ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

##### ○勤勉手当への勤務成績の反映状況 (一般行政職)

平成28年度中における運用	太田市		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用			○	○
標準に加え、上位の成績率も適用				
標準に加え、下位の成績率も適用				
標準の成績率のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

##### (2) 退職手当 (28年4月1日現在)

太 田 市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2%~45%)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2%~45%)	
1人当たり平均支給額	13,994 千円	21,440 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、28年度に退職した職員に支給された平均額である。

##### (3) 地域手当

##### (28年4月1日現在)

支給実績(27年度決算)		196,303 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)		136,038 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
太田市	3 %	1,443 人	3 %
地域手当補正後ラスパイレズ指数 (ラスパイレズ指数)		100.9 (100.9)	

(注) 地域手当補正後ラスパイレズ指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレズ指数。  
(補正前のラスパイレズ指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当（28年4月1日現在）

支給実績(27年度決算)		27,578 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)		76,606 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(27年度)		24.2 %			
手当の種類(手当数)		15			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (27年度決算)	左記職員に対する 支給単価	
防疫作業手当	感染症又は家畜伝染病の防疫又は処理業務に従事した職員		0 千円	日額 500円	
行旅病人及び行旅死亡人取扱手当	行旅病人の保護又は救護作業に従事した職員		0 千円	1件 1,500円	
	行旅死亡人の収容作業に従事した職員		0 千円	1体 5,000円	
清掃作業手当	清掃作業(ごみ及びし尿等の収集運搬(ごみ運搬車等を使用した場合に限る。)、焼却若しくは処理等の作業又は河川及び水路の清掃作業をいう。以下同じ。)に従事した職員		1,422 千円	日額 500円	
	7月1日から9月30日までの期間に清掃作業に従事した職員		686 千円	日額 750円	
	12月29日から翌年1月3日までの期間(この期間と連続する週休日を含む。)にごみ及びし尿等の収集運搬、焼却又は処理等の作業に従事した職員		94 千円	日額 1,000円	
	動物等の死体処理作業に従事した職員		329 千円	1件 300円	
イノシシ作業手当	イノシシ駆除に係る作業に従事した職員		0 千円	1件 300円	
危険害虫駆除手当	スズメバチの駆除作業に従事した職員		122 千円	1件 1,000円	
有毒物取扱作業手当	健康を害するおそれがあると認められる程度の毒薬又は劇薬(市長が指定するものに限る。)を使用して、病虫害駆除作業又は消毒作業に従事した職員		0 千円	日額 300円	
給食作業手当	給食調理員が給食調理の作業に従事したとき、及び給食調理の実地指導に従事する栄養士が実際に給食調理作業に従事したとき。		271 千円	日額 90円	
道路上作業手当	道路上作業(道路上において、舗装作業等道路の維持及び修繕に関する作業をいう。以下同じ。)に従事した職員		701 千円	日額 400円	
	7月1日から9月30日までの期間に道路上作業に従事した職員		401 千円	日額 600円	
	現業を行う職員が、道路上作業に従事したとき(別に定める職員の区分に応じ支給する。)	班長		90 千円	月額 2,500円
		副班長		48 千円	月額 2,000円
主任			36 千円	月額 1,000円	
下水道施設作業手当	下水道施設のしゅんせつ、清掃、保安点検等に従事した職員または水洗便所改造成工事に伴い、著しく不快な調査、実施指導に従事した職員		72 千円	日額 400円	
災害作業手当	災害が発生し、又は発生するおそれがあるため、動員命令により現場作業に従事した職員		2 千円	日額 500円	
公害調査等業務手当	公害に関する調査、測定等又は環境汚染有害物質等の試験検査の業務に従事した職員		133 千円	日額 300円	
緊急出動手当	職員が、休日、正規の勤務時間以外の時間又は職務に専念する義務を免除されている場合において、市民の生命や生活に支障を来すおそれがある災害又は事件若しくは事故(以下「災害等」という。)が発生し、又は発生するおそれがあるため、緊急に勤務を命じられて現場に出動し(事前に災害等が予測されるため勤務命令を受けていた者を除く。)、又は職場に出動し業務に従事したとき。		66 千円	1回 500円	
救命バイク搭乗員業務手当	救急活動業務(訓練等を除く)に従事した職員		0 千円	日額 200円	
救急救命士業務手当	救急救命士のみが行える救急処置(訓練等を除く)を実施したとき		147 千円	1回 700円	
深夜特殊業務手当	交替制勤務を正規の勤務としているもので、午後10時から翌日5時までの間に深夜業務に従事した職員		12,879 千円	2時間以上 550円	
			2,369 千円	2時間未満 400円	

(5) 時間外勤務手当

支給実績(27年度決算)	254,208 千円
職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	296 千円
支給実績(26年度決算)	234,698 千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	271 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(〇年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（28年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (27年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 1 配偶者 13,000円 2 配偶者以外の扶養親族 (1)1人目 ・配偶者がいる場合 6,500円 ・配偶者がいない場合 11,000円 (2)2人目以降 6,500円 3 特定年齢にある子 1人につき5,000円加算	同		197,433 千円	241,066 円
住居手当	自ら居住するための住居を 借り受け家賃を支払っている 職員に支給する 家賃の額に応じて支給 上限27,000円 家賃が12,000円を超える 場合に限り	同		65,449 千円	298,853 円
通勤手当	1 交通機関利用者 運賃相当額を支給 (月額55,000円を限度) 2 交通用具を利用する場合 使用距離に応じて支給 2km未満 支給なし 2km以上 4km未満 3,000円 4km以上 6km未満 4,300円 6km以上 8km未満 4,500円 8km以上10km未満 5,000円 10km以上は国と同じ	一部異なる	交通用具 利用者の 10km未満 の区分及 び手当額 が異なる	88,023 千円	66,785 円
管理職手当	管理又は監督の地位にあ る一定範囲の職員に対し て、その特殊性に基づいて 支給する ・部長、消防長 94,000円 ・副部長、消防次長 77,400円 ・参事 72,700円 ・主幹、課長、署長 62,300円 ・課長補佐、分署長補佐 出張所長 55,500円 ・係長 46,300円	一部異なる	国は、 46,300円～ 146,400円	344,824 千円	596,581 円
休日勤務手当	祝日法による休日等及び年 末年始の休日等において 正規の勤務時間中に勤務 することを命ぜられた職員 には、その間に勤務した時 間に対して、勤務1時間に つき、勤務1時間当たりの 給与額の100分の135を休 日勤務手当として支給する	同じ		77,407 千円	52,056 円



## 5 特別職の報酬等の状況（28年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等
給 料	市区町村長	1,010,000	円	(参考)類似団体における最高/最低額		
	( )	( )	( )	1,099,000	円/	463,500 円
報 酬	副市町村長	855,000	円			
	( )	( )	( )	923,000	円/	656,300 円
報 酬	議 長	560,000	円			
	( )	( )	( )	758,000	円/	529,400 円
	副 議 長	515,000	円			
報 酬	( )	( )	( )	708,000	円/	466,000 円
	議 員	485,000	円			
	( )	( )	( )	664,000	円/	439,000 円
期 末 手 当	市区町村長	(27年度支給割合)				
	副市町村長	4.2	月分			
期 末 手 当	議 長	(27年度支給割合)				
	副 議 長	4.2	月分			
	議 員					
退 職 手 当	市区町村長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)		
	副市町村長	給料月額×在職月数48月×支給率60/100	29,088,000円	任期毎		
	備 考	給料月額×在職月数48月×支給率35/100	14,364,000円	任期毎		

- (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

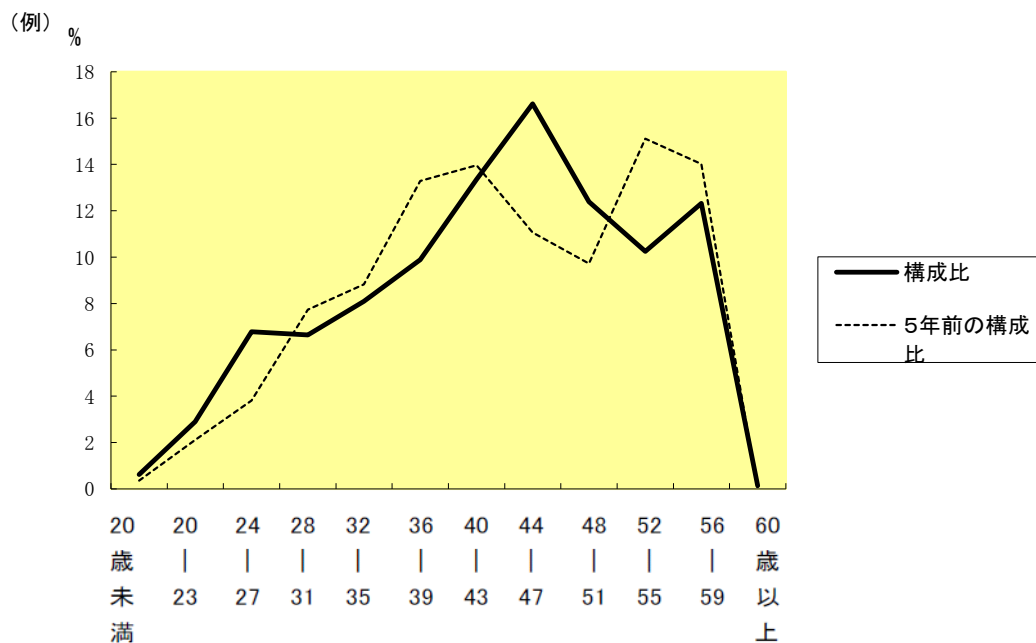
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
	平成27年	平成28年			
普 通 会 計 部 門	議会	12	12	0	事務の統廃合による減 事務の統廃合による減 事務の統廃合による減 事務の統廃合による減 事務の統廃合による減 事務の統廃合による減 事務の統廃合による減 事務の統廃合による減 事務の統廃合による減 事務の統廃合による減
	総務	241	200	△ 41	
	税務	85	83	△ 2	
	民生	126	132	6	
	衛生	93	92	△ 1	
	労働	4	3	△ 1	
	農林水産	48	48	0	
	商工	19	21	2	
	土木	146	143	△ 3	
	計	774	734	△ 40	
教育部門	303	303	0		
消防部門	336	337	1		
小 計	1,413	1,374	△ 39	<参考> 人口1万人当たり職員数 61.64 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 60.76 人)	
公 営 企 業 計 等 部	病院	0	0	0	群馬東部水道企業団へ派遣 事務の統廃合による減
	水道	19	0	△ 19	
	下水道	27	25	△ 2	
	その他	47	46	△ 1	
	小 計	93	71	△ 22	
合 計	1,506 [ 1,790 ]	1,445 [ 1,496 ]	△ 61 [ 0 ]	<参考> 人口1万人当たり職員数 64.83 人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
 2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（28年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
		23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
職員数	9人	42人	98人	96人	117人	143人	193人	240人	179人	148人	178人	2人	1,445人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別 \ 年度	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	852	819	806	792	774	734	△118(△13.85%)
教育	342	327	305	300	303	303	△39(△11.40%)
消防	342	344	341	337	336	337	△5(△1.46%)
普通会計計	1536	1490	1452	1429	1413	1374	△162(△10.55%)
公営企業等会計計	120	114	107	101	93	71	△49(△40.83%)
総合計	1656	1604	1559	1530	1506	1445	△211(△12.74%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。  
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 26年度の総費用に占 める職員給与費比率
27年度	千円 4,356,336	千円 450,955	千円 48,457	% 1.1	% 1.1

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費60,961千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
27年度	人 19	千円 74,169	千円 15,093	千円 20,156	千円 109,418	千円 5,759	千円 6,190

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
2 職員数は、28年3月31日現在の人数である。

##### イ 特記事項

なし

#### ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(28年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
太田市	— 歳	— 円	— 円
団体平均	— 歳	— 円	— 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

(注) 平成28年4月1日より公営企業職員皆減。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

太 田 市	市町村平均 (一般行政職・団体平均等)
1人当たり平均支給額(27年度) 1,536 千円	1人当たり平均支給額(27年度) 1,464 千円
(27年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.6 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.7 )月分	(27年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 勤勉手当 1.6 月分 ( 1.45 )月分 ( 0.7 )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 無し	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 無し

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

##### イ 退職手当(28年4月1日現在)

太田市を含めて掲載します。

##### ウ 地域手当

(28年4月1日現在)

支給実績(27年度決算)		2,467 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)		129,822 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
—	— %	— 人	3 %

(注) 平成28年4月1日より公営企業職員皆減。

エ 特殊勤務手当（28年4月1日現在）

支給実績(27年度決算)		71 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)		14,100 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(27年度)		26.3 %		
手当の種類(手当数)		4		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (27年度決算)	左記職員に対する支給 単価
緊急出動手当	上下水道局職員	水道施設等の事故又は市民の生命や生活に支障を来すおそれがある災害や事件等が発生し、又は発生するおそれがあるため、休日、正規の勤務時間以外の時間又は職務に専念する義務が免除されているときに、緊急に勤務を命じられて出勤又は出勤し業務に従事した職員	0 千円	1回 500円
緊急出動作業手当	上下水道局職員	職員が、休日、正規の勤務時間以外の時間又は職務に専念する義務が免除されているときに、緊急出動命令により出勤し現場作業に従事したとき。	8 千円	1回 1,500円
有毒物等取扱作業手当	上下水道局職員	職員が、健康を害する恐れがあると認められる程度の毒薬又は劇薬(管理者が指定するものに限る。)及び放射線等を使用して、作業に従事したとき。	0 千円	日額 300円
道路上作業手当	上下水道局職員	職員がその者の職務として、常時道路上において交通を遮断することなく、配水管等の修繕及び断水工事等によるバルブ開閉作業に従事したとき。	63 千円	日額 400円

オ 時間外勤務手当

支給実績(27年度決算)	1,536 千円
職員1人当たり平均支給年額(27年度決算)	171 千円
支給実績(26年度決算)	1,871 千円
職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)	208 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(〇年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象としない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（28年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (27年度決算)
扶養手当	一般行政職と同じ	同		2,512 千円	228,364 円
住居手当	一般行政職と同じ	同		870 千円	290,000 円
通勤手当	一般行政職と同じ	同		1,118 千円	62,117 円
管理職手当	一般行政職と同じ	同		5,540 千円	692,535 円
休日勤務手当	一般行政職と同じ	同		7 千円	609 円